

# 「福井市水道 100 周年記念事業」企画運營業務仕様書

1 委託業務名 「福井市水道 100 周年記念事業」企画運營業務

2 委託期間 契約締結日から令和6年9月30日まで

3 委託業務の目的

福井市の水道事業は、大正 13 年9月の給水開始以来、令和6年9月に 100 周年を迎える。

そこで、市民及び水道事業関係者に対し、「水道事業を支え続けたことへの感謝」を伝えるとともに、「今後も安全・安心な水道水を供給し続けていく決意」を表明するために、記念事業を実施する。

4 業務内容

「福井市水道 100 周年記念事業」企画運營業務(以下「本業務」という。)は、以下の各種業務の企画、運営や PR をはじめ、発注者や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的な事業実施に係る業務一式とする。

また、企画運営の提案内容は以下の仕様に沿ったものとする。

(1) 100 周年記念動画の制作業務

福井市の水道事業 100 年の歴史と今後の展望について、広く PR するために、記念動画の企画、デザイン、制作など一連の作業を行う。

記念動画の制作に関する仕様は次のとおりとする。

映像時間 5 分～10 分程度

シナリオ 企業局との打ち合わせにより制作する

音声方式 ステレオ

映像方式 フルHD画質、画面アスペクト比16:9

納品形式 SDHC カード(Class10)1 枚 ファイル形式MP4

マスターBD、DVD各1枚(コピー可能とすること)、複製DVD10枚

納期 令和6年6月末日まで

その他

- ・ 構成は写真を中心とし、掲載写真は企業局が用意するもののほか、必要に応じて撮影を行うこと。
- ・ 音響(BGM)、ナレーション、キャラクターボイス、テロップ表示、イラスト等を効果的に挿入すること。福井市水道のマスコットを使用予定。
- ・ 企画、制作にあたっては、企業局と十分に協議を行い進めること。

(2) 100周年記念誌の制作業務

福井市の水道事業100年の歴史と今後の展望について、広くPRするために、記念誌の企画、デザイン、制作など一連の作業を行う。

記念誌の制作に関する仕様は次のとおりとする。

規格	A4版 50頁程度
紙質	自由提案
製本	上製本・布クロス貼・背角・箱付(1色刷) (上記は原則とし、具体の仕様については市と協議の上決定すること)
印刷	フルカラー(ただし、原本が白黒印刷のものは除く)
部数	250部
納期	令和6年7月末日まで
その他	・ 構成は写真を中心とし、掲載写真は企業局が用意するもののほか、必要に応じて撮影を行うこと。 ・ 校正は原則2回とする。 ・ 印刷物と併せ、電子データを納品すること。 ・ 企画、制作にあたっては、企業局と十分に協議を行い進めること。

(3) ノベルティの企画、製作業務

水道100周年を市民に広くPRするためのノベルティを企画し、製作する。なお、ノベルティは、記念式典参加者配布用(200個)と記念イベント参加者配布用(1,000個)の2種類とする。

ノベルティの企画、製作に関する仕様は次のとおりとする。

基本コンセプト( )や100周年記念ロゴマークを活用したデザインとすること

福井市水道100周年記念事業の基本コンセプト

「おいしい水は福いいネ! これからも守り続ける日常 ~福井市水道100周年~」

環境負荷低減に配慮したノベルティ選定を行うこと

納期は、記念イベント参加者配布用は令和6年6月末日まで、記念式典参加者配布用は令和6年7月末日までとすること

企画、製作にあたっては、企業局と十分に協議を行い進めること

(4) 記念式典の企画、運營業務

水道100周年を記念した式典の企画及び運営を行う。

記念式典の企画、運營業務は、次の業務から構成するものとする。

- 記念式典におけるアトラクション及び記念講話等の企画を行うこと
- 企業局が作成した招待者リストに基づき、案内状を作成し、発送すること
- 式典参加者への記念品を手配すること
- 記念式典の進行管理を行うこと
- 100周年記念動画を式典の中で上映すること
- 会場の設営及び撤去(備品、機材等の調達を含む)を行うこと

#### 記念式典の概要

- 1 開催日時 令和6年8月30日(金) 14時開始 16時終了(予定)
- 2 開催会場 ハピリンホール(福井市中央1丁目2-1 ハピリン3階)  
会場使用料は、企業局が施設に対して直接支払うものとする。
- 3 参加者 200名程度(市長、市議会議長、水道事業関係者)
- 4 プログラム(例)

No	実施項目	実施者
1	国歌斉唱	全員
2	市長式辞	福井市長
3	市議会議長挨拶	福井市議会議長
4	来賓祝辞	関係省庁招待者等 数名
5	来賓紹介	司会
6	100周年記念動画上映	司会
7	100周年記念ロゴマーク、 給水スポットデザイン紹介	企業管理者
8	アトラクション	プロポーザル選定業者
9	記念講演	プロポーザル選定業者

#### (5) 記念イベントの企画、運營業務

上下水道への理解や関心を深める目的で、市企業局が開催する上下水道展の一環として、水道100周年記念イベントを、福井市中央公園(福井市大手3丁目)にて開催するにあたり、イベントの企画及び運営を行う。

なお、市が指定した業者の協力による「ウォーターバトル大会」については、必ず実施するものとする。

記念イベントの企画、運營業務は、次の業務から構成するものとする。

「ウォーターバトル大会」以外の、水道への理解や関心を深める目的で実施するイ

イベント及び集客促進のための取組み(例.キッチンカーの出店)を企画すること  
イベントの集客促進のために、効果的な広報活動を実施すること  
「ウォーターバトル大会」参加申込者の受付、管理業務を行うこと  
市職員やウォーターバトル大会担当業者と協力し、イベントを運営すること  
イベント参加者への記念品を手配すること  
会場の設営及び撤去(備品、機材等の調達を含む)を行うこと  
悪天候時の対応についても考慮すること

#### 参考 「ウォーターバトル大会の概要」

- 1 開催日時 令和6年7月28日(日)  
午前の部: 10時~11時、午後の部: 14時~15時(予定)
- 2 開催会場 福井市中央公園(福井市大手3丁目11)
- 3 参加者 4歳~小学6年生(未就学児は保護者同伴)  
午前、午後の部で各60名の合計120名(先着により決定)
- 4 実施概要 水鉄砲を使った勝ち残りゲームでゲームの詳細は次のとおりとする。  
参加者が15人のチームを作って対戦する  
頭に装着した紙製の的(金魚すくいの「ポイ」)を射抜いた数を競う  
1 ほどのビニル製の遮蔽物を、うまく利用しながら敵を狙っていく
- 5 実施方法 市指定業者の以下の協力により実施する。  
ウォーターバトル大会の開催エリアの設営、撤収  
参加者へのゲームルール説明、ゲーム運営(勝敗のジャッジ)  
備品用意(水鉄砲、的、遮蔽物、水補給プール、熱中症対策テント)
- 6 開催経費 50万円(税込み)  
本業務経費(700万円上限)に含むものとする

参考 水道への理解や関心を深めるイベント例(令和5年度の福井市上下水道展)  
・ステージイベント...ゆるキャラじゃんけん大会、チアダンスショー、バルーンアートショー  
・工作コーナー...ぬりえでうちわ工作、スノードーム工作、紙コップでカエル工作  
・お仕事体験コーナー...鉄管探知機でゴールを目指そう、点検用カメラでキャラ探し

## 5 実施体制

適切かつ円滑に業務を実施するための実施体制を構築し業務責任者を選任するとともに、発注者との連絡調整を適切に行うこと。

## 6 スケジュール管理

- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に本業務を実行すること。
- ・進捗状況については、発注者に随時報告するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者と調整すること。

## 7 成果物の提出

- ・事業完了後は、事業効果等をまとめた事業完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

### 【提出書類等】

- ・事業効果等を記載した事業完了報告書  
紙媒体1部(A4版カラー、簡易製本)、電子データ一式
- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの  
紙媒体1部、電子データ一式
- ・制作物及びその電子データ一式
- ・打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
- ・その他、発注者が指示する関係書類

## 8 留意事項

### (1) 第三者への委託

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (2) 安全対策及び許可等の手続き等

イベント実施時にはコロナウイルス感染症対策及び十分な安全対策を講じること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受注者が行うこと。

### (3) 関係機関との打ち合わせ

本業務を遂行するにあたっては発注者及び関係団体等と随時打ち合わせを行い、その記録は受注者が作成すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。

### (4) 個人情報の取扱い

本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として福井市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき発注者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

(6) 賠償責任

疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、イベントの実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

(7) 成果物に契約不適合がある場合の訂正

納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。

(8) 関係法令の遵守

受注者は、関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては受注者の責任において適切に行うこと。

(9) 定めのない事項等

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

9 その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された事業者と発注者との協議により改めて決定する。